

広島県告示第九百七十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第五項において準用する同法
第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意が
あったものと認めた。

令和八年十月一日

広島県知事 横 田 美 香

区	域
のり特定走島加入区（走島漁業協同組合の地区）	のり等養殖業